

令和7年度大村市社会福祉法人指導監査実施方針等

1 実施方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査については、「社会福祉法人指導監査要綱（厚生労働省）」及び「大村市社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき実施し、法人の適正化と透明性の確保を推進する観点に立って、重点的かつ継続的な指導を行うことにより問題点の解消及び運営水準の向上を図るものとする。

2 重点事項

(1) 適正な法人の運営の確保

- ア 役員及び評議員の選任手続が定款の定めに従い行われているか。
- イ 役員の報酬が勤務実態に即して支給されているか。また、報酬規程等を整備した上で支給されているか。
- ウ 理事会及び評議員会の開催に当たって、必要な手続を経ているか。
- エ 監事監査が適切に行われているか。また、監事の資格要件を満たしているか。
- オ 基本財産の処分、担保等に関する手続は適切に行われているか。

(2) 会計処理の適正化

- ア 契約手続が適切に行われているか。
- イ 会計処理及び現金管理に関する内部牽制体制は確立されているか。
- ウ 法人内での資金移動は適切に行われているか。
- エ 新会計基準への移行処理を関係通知等に基づき適切に行っているか。

(3) 法人運営に関する情報開示

現況報告書並びに添付書類である貸借対照表及び収支計算書について、インターネットを活用し公表しているか。

3 実施計画

(1) 実施期間

令和7年7月～令和8年3月

(2) 監査対象法人

36法人（令和7年4月1日時点で現存する法人）

(3) 実施方法等

ア 事前監査資料の提出

全法人に対し、令和7年6月30日までに提出を求める。

イ 実地定期指導監査

大村市社会福祉法人指導監査実施要綱第4条第3項ただし書の要件を満たす法人については、基本的に3年に1回実施することとし、本年度において実地定期指導監査を行う法人については、別途計画する。

ウ 結果

実地定期指導監査の実施後、2週間を目途に監査結果の通知を行い、1か月を目途に改善報告書の提出を求める。